

## 人事院会議議事録

会議日

令和8年3月26日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官  
(幹事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官  
(説明員) (官房部局)  
柳田総務課長  
野口人事課長

議題

人事院規則2-3(人事院事務総局等の組織)等の一部改正について

議事の概要

- 議題「人事院規則2-3(人事院事務総局等の組織)等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、以下のような意見があった。
  - ・ 組織再編による所掌変更により、対応が疎かになる業務が発生しないように留意してほしい。政策の調整に加え、カスタマーである各府省の状況を把握し、ベストプラクティスを各府省に共有するなど重層的な対応をしてほしい。(川本総裁)
  - ・ 組織再編の意義を人事院の全職員にしっかりと理解してもらうことが重要。(伊藤人事官)
  - ・ 総合政策課設置を機に、院内の調整プロセスも見直すことになっているところ、あわせて、人事院の施策をカスタマーである各府省で実施してもらうための対応の在り方についても議論して、施策をより推進できるよう取り組んでほしい。(土生人事官)
- 議題については、三人事官一致で議決された。

## 人事院規則 2 3 (人事院事務総局等の組織)等の一部改正について

令和 8 年 3 月 2 6 日  
官 房 部 局

## 1 人事院規則 2 3 (人事院事務総局等の組織)等の一部改正

## 改正理由

令和 8 年度組織査定の結果を踏まえ、設置が認められた官職の設置を始めとして、必要な改正を行うもの。

## 改正内容

## 官房機能の強化、組織戦略の統括等に向けた体制整備

- ✓ 企画法制課を総合政策課に改組し、以下の官職を設置
  - ・ 総合政策課長
  - ・ 総合政策課政策調整室長（代替として、事務総局総合調整官を廃止）
  - ・ 総合政策課法制調査室長
- ✓ 公文書監理室を総務課内室とし、以下の官職を設置
  - ・ 総務課公文書監理室長
- ✓ 総務企画調整官の所掌拡大
  - ・ 総務課本室の事務全般に係る重要事項の企画及び立案に参画

## 職員のWell-beingの土台づくりのための体制整備

- ✓ 職員福祉局参事官の設置
  - ・ 充て職を解除し、実員化（代替として、職員福祉局企画官を廃止）

## 公平審査制度、苦情相談制度の見直しに向けた企画・調査研究のための体制整備

- ✓ 公平審査局調整課公平審査制度企画室長の設置

## 関連公示の改正

- ✓ に伴い、以下の人事院公示について課室名を改める改正を行う。
  - ・ 平成 1 3 年人事院公示第 5 号（人事院規則 2 1 2（人事院の職員に対する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任）第 1 条の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号）に定める人事院総裁の権限又は事務の一部委任に関し、決定した件）
  - ・ 平成 2 3 年人事院公示第 1 4 号（公文書等の管理に関する法律施行令（平成 2 2 年政令第 2 5 0 号）第 1 3 条の規定に基づき、公文書等の管理に関する

法律（平成 21 年法律第 66 号）第 7 条第 2 項の事務所の場所に関し、決定した件）

- ・ 令和 4 年人事院公示第 11 号（人事院規則 215（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第 1 条の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に定める人事院総裁の権限又は事務の一部委任に関し、決定した件）

## 2 人事院規則 214（人事院の職員の定員）の一部改正

### 改正理由

令和 8 年度予算の成立により人事院の職員の定員が 6 人増加することに伴い、人事院規則 214（人事院の職員の定員）について所要の改正を行う。

### 改正内容

人事院の職員の定員を「618 人」から「624 人」に改める。

<u>7 年度末の定員</u>	<u>618 人</u>
↓	14 人（増員）、 8 人（定員合理化）
<u>8 年 4 月 1 日からの定員</u>	<u>624 人</u>

（注） 上記の各定員には、特別職の定員 5 人を含まない。

## 3 公布日及び施行日

令和 8 年度当初予算成立日の翌日（令和 8 年度当初予算が令和 7 年度内に成立した場合は、令和 8 年 4 月 1 日）公布・施行

（2 については、令和 8 年 4 月 1 日適用）

以 上

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年●●●日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則二―三―四三

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則  
人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(事務総局に置く課、室及び局の設置)	(事務総局に置く課、室及び局の設置)

第四条 事務総局に、次の五課、一室及び四局を置く。

(略)

総合政策課

(略)

(削る)

(略)

(課長、室長及び局長の設置)

第五条 前条の各課に課長を、情報管理室に室長を、各局に局長を置く。

(サイバーセキュリティ・情報化審議官)

第八条の三 (略)

2 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命

第四条 事務総局に、次の五課、二室及び四局を置く。

(略)

企画法制課

(略)

公文書監理室

(略)

(課長、室長及び局長の設置)

第五条 前条の各課に課長を、各室に室長を、各局に局長を置く。

(サイバーセキュリティ・情報化審議官)

第八条の三 (略)

2 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命

---

を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二条の三第一号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（総務課の所掌事務等）

第九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

---

を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二条の四第一号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（総務課の所掌事務等）

第九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

---

---

三 公文書類の審査（総合政策課の所掌に属するものを除く。）及び公文書類の進達に関すること。

四〇十三 （略）

十四 総裁、人事官及び事務総長の官印並びに院印の保管に関すること。

十五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

十六 人事院の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

十七 人事院の保有する情報の公開に関すること。

十八 人事院の保有する個人情報の保護に関する

---

三 公文書類の審査（企画法制課の所掌に属するものを除く。）及び公文書類の進達に関すること。

四〇十三 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

---

ること。

十九・二十 (略)

2 総務課に、広報室及び公文書監理室を置く。

3 前項の各室に、室長を置く。

4 広報室は第一項第十二号及び第十三号に掲げる事務を、公文書監理室は同項第十四号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。

(総合政策課の所掌事務等)

第十条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人事行政に関する基本的施策の策定及び推進に関すること。

二 (略)

十四・十五 (略)

2 総務課に、広報室を置く。

3 広報室に、室長を置く。

4 広報室は、第一項第十二号及び第十三号に掲げる事務をつかさどる。

(企画法制課の所掌事務等)

第十条 企画法制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人事行政に関する基本的施策の策定に関すること。

二 (略)

三 第一号の人事行政に関する基本的施策に關し横断的な処理を要する事項に関する施策の企画及び立案に關すること。

四〇十 (略)

2 総合政策課に、政策調整室及び法制調査室を置く。

3 前項の各室に、室長を置く。

4 政策調整室は第一項第一号及び第二号に掲げる事務のうち重要事項に關する事務並びに同項第五号に關する事務を、法制調査室は同項第六号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

(国際課の所掌事務)

第十二条の二 国際課は、次に掲げる事務をつか

(新設)

三〇九 (略)

2 企画法制課に、法制調査室を置く。

3 法制調査室に、室長を置く。

4 法制調査室は、第一項第五号から第九号までに掲げる事務をつかさどる。

(国際課の所掌事務)

第十二条の二 国際課は、次に掲げる事務をつか

---

さどる。

一 人事行政に係る国際機関、外国の行政機関等に関する事務の調整に関すること（総合政策課の所掌に属するものを除く。）。

二〇五 （略）

（削る）

---

さどる。

一 人事行政に係る国際機関、外国の行政機関等に関する事務の調整に関すること（企画法制課の所掌に属するものを除く。）。

二〇五 （略）

（公文書監理室の所掌事務）

第十二条の三 公文書監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総裁、人事官及び事務総長の官印並びに院印の保管に関すること。

二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三 人事院の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

---

---

(情報管理室の所掌事務)

第十二条の三 (略)

(職員福祉局に置く課等)

第十七条 職員福祉局に、職員団体審議官の下に置くもののほか、次の三課及び参事官一人を置く。

(略)

---

ること。

四 人事院の保有する情報の公開に関すること。

五 人事院の保有する個人情報の保護に関すること。

(情報管理室の所掌事務)

第十二条の四 (略)

(職員福祉局に置く課等)

第十七条 職員福祉局に、職員団体審議官の下に置くもののほか、次の三課及び参事官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

(略)

---

(調整課の所掌事務)

第四十三条 (略)

2 | 調整課に、公平審査制度企画室を置く。

(新設)

3 | 公平審査制度企画室に、室長を置く。

(新設)

4 | 公平審査制度企画室は、第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事項に関する事務及び同項第二号に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

(企画官)

(企画官)

第四十五条 人材局及び給与局に、それぞれ企画官一人を置く。

第四十五条 職員福祉局、人材局及び給与局に、それぞれ企画官一人を置く。

2 (略)

2 (略)

(総合調整官)

第四十七条 削除

第四十七条 事務総局に、総合調整官一人を置

<p>事務を行う。</p> <p>ほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。</p>	<p>（総務企画調整官）</p> <p>第四十八条 （略）</p> <p>2 総務企画調整官は、命を受けて、第九条第一項第五号に掲げる事務を行い、又は同項第一号から第九号まで（第五号を除く。）に掲げる事務に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。</p>
<p>附則</p>	<p>く。</p> <p>2 総合調整官は、命を受けて、事務総局の事務に関する特定事項についての総合調整に関する事務及び特に命ぜられた事務を行う。</p> <p>（総務企画調整官）</p> <p>第四十八条 （略）</p> <p>2 総務企画調整官は、命を受けて、第九条第一項第五号に掲げる事務を行い、又は同項第四号及び第六号に掲げる事務に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。</p>

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づき、人事院規則二一一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年〇月〇日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則二一一四―一九

人事院規則二一一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百二十四人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員と</p>	<p>人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百十八人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員と</p>

する。）とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則二―一四の規定は、令和八年四月一日から適用する。

する。）とする。

人事院公示第 号

人事院総裁は、人事院規則 2 1 2（人事院の職員に対する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任）第 1 条の規定に基づき、平成 1 3 年人事院公示第 5 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 8 年 月 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
1・2（略）			1・2（略）		
別表			別表		
行政機関 の保有す る情報の 公開に関 する法律 第 2 章に 定める権 限又は事 務のうち 下欄に掲 げるもの 以外のも の	内部部局 （委員会等 を含む。以 下同じ。） のうち、総 務課、 <u>総合</u> <u>政策課</u> 、人 事課、会計 課、 <u>国際</u> <u>課</u> 、情報管 理室及び政 策立案参事 官	事務総長	行政機関 の保有す る情報の 公開に関 する法律 第 2 章に 定める権 限又は事 務のうち 下欄に掲 げるもの 以外のも の	内部部局 （委員会等 を含む。以 下同じ。） のうち、総 務課、 <u>企画</u> <u>法制課</u> 、人 事課、会計 課、 <u>国際</u> <u>課</u> 、 <u>公文書</u> <u>課</u> 、 <u>監理室</u> 、情 報管理室及 び政策立案 参事官	事務総長

	内部部局のうち、総務課、 <u>総合政策課</u> 、人事課、会計課、 <u>国際課</u> 、情報管理室及び政策立案参事官以外の部局又は機関	各局長		内部部局のうち、総務課、 <u>企画法制課</u> 、人事課、会計課、 <u>国際課</u> 、 <u>公文書監理室</u> 、情報管理室及び政策立案参事官以外の部局又は機関	各局長
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 この決定による改正は、令和8年 月 日から効力を発生する。

人事院公示第 号

人事院総裁は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第13条の規定に基づき、平成23年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和8年 月 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 公文書等の管理に関する法律第7条第2項の事務所の場所を次のとおり定める。 東京都港区虎ノ門2の2の3 人事院事務総局総務課公文書監理室内 (略)	1 公文書等の管理に関する法律第7条第2項の事務所の場所を次のとおり定める。 東京都港区虎ノ門2の2の3 人事院事務総局公文書監理室内 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

- 2 この決定による改正は、令和8年 月 日から効力を発生する。

人事院公示第 号

人事院総裁は、人事院規則 2 1 5（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第 1 条の規定に基づき、令和 4 年人事院公示第 1 1 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 8 年 月 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
1・2（略）			1・2（略）		
別表			別表		
個人情報 の保護に 関する法 律第 5 章 第 2 節か ら第 5 節 まで（同 法第 7 4 条及び同 章第 4 節 第 4 款を 除く。） に定める 権限又は	内部部局 （委員会等 を含む。以 下同じ。） のうち、総 務課、 <u>総合</u> <u>政策課</u> 、人 事課、会計 課、 <u>国際</u> <u>課</u> 、情報管 理室及び政 策立案参事 官	事務総長	個人情報 の保護に 関する法 律第 5 章 第 2 節か ら第 5 節 まで（同 法第 7 4 条及び同 章第 4 節 第 4 款を 除く。） に定める 権限又は	内部部局 （委員会等 を含む。以 下同じ。） のうち、総 務課、 <u>企画</u> <u>法制課</u> 、人 事課、会計 課、 <u>国際</u> <u>課</u> 、 <u>公文書</u> <u>監理室</u> 、情 報管理室及 び政策立案 参事官	事務総長

事務のうち 下欄に掲げるもの 以外のもの	内部部局のうち、 <u>総務課</u> 、 <u>総合政策課</u> 、 <u>人事課</u> 、 <u>会計課</u> 、 <u>国際課</u> 、 <u>情報管理室</u> 及び <u>政策立案参事官</u> 以外の部局又は機関	各局長	事務のうち 下欄に掲げるもの 以外のもの	内部部局のうち、 <u>総務課</u> 、 <u>企画法制課</u> 、 <u>人事課</u> 、 <u>会計課</u> 、 <u>国際課</u> 、 <u>公文書監理室</u> 、 <u>情報管理室</u> 及び <u>政策立案参事官</u> 以外の部局又は機関	各局長
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 この決定による改正は、令和8年 月 日から効力を発生する。